

そうだったのか! 住民税

最終回 住民税の納税通知書が届くまで

税金は、私たちが安心・安全に暮らせるよう、学校や図書館、消防、ごみの収集など、いろいろなところに使われています。このコーナーでは、さまざまな税金の中でも、私たちに身近な「住民税」についての基礎知識や計算方法などを、連載でご紹介します。

【問い合わせ】税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117)

■ 住民税が計算されて、令和5年度の納税通知書が届くまでの流れを紹介します

令和5年度の住民税(村・県民税)は、令和4年1月から12月まで(令和4年分)の所得や控除などの情報によって計算されます。計算の基となるのは、役場に提出された次の資料です。

- ▽**給与所得者の場合**…会社などの勤務先が発行する「給与支払報告書」(個人に通知される「源泉徴収票」と同じ内容のもの)
- ▽**年金所得者の場合**…日本年金機構や企業年金、共済組合などの年金支払者が発行する「公的年金等支払報告書」(個人に通知される「源泉徴収票」と同じ内容のもの)
- ▽**確定申告や住民税申告をした場合**…税務署や役場に提出した「確定申告書」や「住民税申告書」

勤務先や年金支払者などが役場にこれらの資料を提出しているから、自分で確定申告や住民税申告をしていなくても、住民税の通知が来るんだな。



イモサク

僕は収入がないけれど、何もなくていいのかな？

私は収入が少しあるわ。私とイモジローはどちらも、いもサクパパの「扶養に入っている」という情報があるけれど…。申告は必要なのかしら？

かおりん



イモジロー



※自分に必要な申告については、「広報とうかい」(1月25日号)に掲載の「申告フローチャート」をご覧ください。

上記の資料はおおよそ1月から3月までに役場に提出され、その内容を基に、5月～6月ごろに税額を決定するための所得情報が確定します(下図参照)。※資料の提出が4月以降であったり、提出された内容に対して確認が必要となったりした場合は、正しい所得情報が確定する時期が遅れることがあります。

確定した所得情報を基に、住民税のほか、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料などが決定します。

| 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 |
|--------------------------|------------------|----|----|-------------------------------|--------------------------------|
| ①給与支払報告書および公的年金等支払報告書の提出 | | | | 特別徴収の対象者へ「特別徴収税額決定通知書」が送付されます | 普通徴収・年金特別徴収の対象者へ「納税通知書」が送付されます |
| | ②所得税確定申告(税務署・役場) | | | | |
| | | | | ①・②・③を基に課税額を計算します | |
| | | | | | ③住民税の申告 |



イモマミイ

所得情報が確定して住民税が決定してから、その内容の所得証明書(課税(非課税)証明書)を出すことができるようになるのね。

所得に関する資料が役場に提出されていない場合は、申告の情報が何もないから、所得証明書が出なかったり、保険料の正しい計算ができなくなったりするのね。



千しぱア



イモジイ

所得情報は、さまざまな助成や制度などで基となる、大切なものなんじゃな。

■ 令和5年度の納税通知書は、5月～6月以降に通知されます

住民税額が決定し、課税となった場合は「村民税・県民税税額決定通知書(納税通知書)」が送付されます。特別徴収(給与天引き)の対象者は勤務先宛てに、普通徴収および年金特別徴収の対象者は個人宛てに通知されます。納税通知書が届いた方は、納期限までの納付にご協力をお願いします。

※住民税のことを皆さんに身近に感じてもらうため、「広報とうかい」令和4年7月25日号から毎月25日号に掲載してきた「そうだったのか! 住民税」のコーナーは、今回で最終回となります。



イモジ

これまでご覧いただき、ありがとうございました!